（単位：円）

損失の処理に関する書類（案）

（令和８年３月31日）

Ⅰ　当期未処理損失			603,693,410
当期総損失		603,693,410	
Ⅱ　損失処理額			603,693,410
前中期目標期間繰越積立金取崩額	603,693,410		
Ⅱ　次期繰越欠損金			—

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、プロジェクト研究等の一部に充当される運営費交付金については業務達成基準を採用しております。また、基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）、特殊要因経費等として措置される運営費交付金については、文部科学省の指定に従い期間進行基準、業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	１～50年
構築物	２～60年
機械装置	２～17年
工具器具備品	１～20年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として、減損損失相当額については、減損損失相当累計額として、資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与について、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるものについては、賞与引当金は計上しておりません。翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

６．収益及び費用の計上基準

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券　時価法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産（貯蔵品）　最終仕入原価法による原価法

医薬品及び診療材料　　移動平均法による低価法

ただし、医薬品及び診療材料の評価方法については、当分の間、最終仕入原価法によることとしております。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

11．その他

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び純資産変動計算書の記載金額は千円単位とし、表示単位未満については切捨て表示しております。

（注記事項）

１．貸借対照表関係

⑴　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	14,354,201千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	11,541,786千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	2,812,415千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益価額が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化累計額　425,574千円

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　476,843千円

④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　312,005千円

4,026,839千円